

# 携帯電話に関する新聞記事（抜粋）

## 迷惑メールどう防ぐ？ 法規制進む欧米・動き鈍い日本

（朝日新聞 2001/9/18）

出会い系サイトの勧誘やアダルト広告 携帯電話やパソコンに、一方的に送りつけられてくる迷惑メール。単に「迷惑」なだけでなく、インターネットそのものへの脅威ともなる。技術的な対策と合わせ、法律による規制を考えるべきだとの声が高まっている。

## 1 - 8月の補導、保護35人 少女の性行為倍増 7割が中高生 発覚は氷山の一角か

（上毛新聞 2001/9/29）

県警が今年1月から8月末までに性非行に絡んで補導、保護した少女が前年同期を2倍近く上回る35人(述べ)に上がっていたことが、28日開かれた県議会一般質問で分かった。県警少年課は「事実上の売春行為をしていた少女も多数いる。実質的な被害がないことから、発覚した35人という今回の数字も氷山の一角に過ぎない」と話している。

補導、保護された少女35人は13 - 19歳。中学生と高校生が各13人と7割を超えた。この中には複数の男との間に"売春"行為を繰り返していた少女もいた。

大半の少女が遊ぶ金欲しさなどの安易な気持ちから、テレホンクラブ(テレクラ)や携帯電話の「出会い系サイト」を利用し、性行為に走っていたという。

前年同期の18人を17人も上回っていることから、「過去最悪かはわからないが、深刻な状況にあることは間違いない」(同課)という。

全国的には、テレクラや出会い系サイトを利用した少女が凶悪事件に巻き込まれるケースも起きていることから、県警は学校側との提携を強め、少女の性非行防止を図っていく。

## 越谷 男性高校教諭が失跡「出会い系でトラブル」県警 暴力団関係者に逮捕状

（埼玉新聞 2001/10/2）

越谷市内の県立高校の男性教諭(37)が今年7月16日から行方不明になっていることが1日、分かった。男性教諭は行方不明になる直前、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性とトラブルになり、男数人に監視されたと越谷署に相談。男らは暴力団関係者で、県警捜査四課は逮捕監禁などの容疑で数人の逮捕状を取り行方を追跡。越谷署は1日、男性教諭の顔写真入りのチラシを作り、情報提供を求めている。

## 「出会い系」絡み事件の摘発急増

(信濃毎日新聞 2001/11/1)

全国の警察が、今年上半期(1-6月)に摘発したインターネットの「出会い系サイト」が絡んだ事件は三百二件で、昨年一年間(百四件)の約三倍に上がったことが1日、警察庁のまとめで分かった。

特に児童売春や児童ポルノなど児童売春禁止法違反での摘発が、昨年一年間の四十一件から百三十三件と急増したほか、殺人や婦女暴行などの凶悪な事件の増加も目立っている。

女性や未成年者が被害者になったケースが大部分を占めており、警察庁は学校を通じ、保護者や教師に被害の実態を説明するなど広報活動の強化を全国の警察本部に指示している。

出会い系サイトはネットの電子掲示板やチャット(文字による会話)を通じ、異性間の出会い場を提供する。三十二件のうち児童売春禁止法違反が百三十三件、青少年保護条例違反などは五十九件で、全体の約64%を占めた。

殺人が五件(昨年一年間で一件)で、婦女暴行も二十件(同八件)と際立った増加を見せている。

被害者は二百八十三人で、このうち女性が二百六十五人で約94%を占めた。二十歳未満の未成年者は二百十八人(うち女性二百一五人)で約77%だった。

県内では九月中旬、携帯電話のiモードを使い、インターネットの「出会い系サイト」の掲示板に知人の女性を中傷する文章や女性の携帯電話番号を記載したとして、伊那署と県警生活安全企画課ハイテク犯罪対策室が、名誉棄損の疑いで上伊那郡内の店員少女(19)を書類送検したケースがある。

## 禁止よりマナー徹底必要 「学校への携帯」教員の6割許可 県高教祖がアンケート

(下野新聞 2001/11/10)

高校生が携帯電話を校内に持ち込むことを許可している教員は六割に上り、禁止の三割を大きく上回っていることが、県高校教職員を対象にしたアンケートでわかった。許可は条件付きの場合が多いが守られず、「九割が持っている」という学校もある。生徒の携帯電話所持に関しては教員間でも賛否が分かれており、指導が難しい現状をうかがわせている。

アンケートは携帯電話に関する教員の指導の現状を探ろうと十月に県立高校教員を対象に行われ、三百三十三人が回答した。

「携帯電話の持ち込みに対して、どのような指導をしているか」を尋ねたところ、「禁止」は33%だったのに対し、「条件付き許可」が45%、「許可」が4%、「特に指導なし」が13%で、事実上、認めているという答えが多数を占めた。許可の条件は「放課後のみの使用とする」「授業中は電源を切る」「届け出る」などさまざまだった。

さらに「この指導は守られているか」の問いには約六割が「守られていない」と回答。「授業中の呼び出し音などを見つけない限り黙認している」「九割の生徒が持っているようだ。禁止はもはや空洞化している」などの現状報告が寄せられた。

高校生が携帯電話を所持することについては、43%が「持って構わない」と答え、「持つべきでない」の17%を大きく上回った。容認する理由としては、「部活動で遅くなる場合など親と連絡を取ることがある」「時代の流れで日用品になりつつある」「親が使用を認めているならば構わない」などが挙げられている。

高校生の携帯電話をめぐるのは、「出会い系サイト」でトラブルに巻き込まれる事件が多発していることから、県警と県教委などが被害防止対策などを議論しており、学校での指導の在り方も問われている。

アンケートを行った県高組では、「教員の間でもさまざまな考え方があり、学校内の指導が分かれているようだ。携帯電話を禁止するのはもはや現実的ではなく、マナーを徹底的に教える指導が中心になっていくだろう」と話している。

## 女子中学生は2割所有 県小中学校 PTA 連合会が実態調査 大半が購入せがむ

(上毛新聞 2001/11/27)

携帯電話を持っている女子中学生は二割に上がることが、県小中学校 PTA 連合会(青木公夫会長)が小・中学生の保護者を対象に行った実態調査で分かった。小・中学生合わせて 12.4%が携帯電話を所有しており、保護者が必要性を感じて持たせるよりも、「友達が持っている」「個人的に必要」などと、子ども側が購入をせがむケースが大半。全国では携帯電話を介して子どもが犯罪に巻き込まれる事件も起きており、青木会長は「今後は家庭の指導だけでなく、子どもが善悪を考えて使えるような学校教育が必要ではないか」と話している。

## 太田市教委が児童生徒調査 小学5、6年 62%が「知っている」

(上毛新聞 2001/11/22)

小学五、六年生は六割、中学生は九割以上、「出会い系サイト」を知っている。太田市教委が市内小中学校二十九校の児童、生徒六千五百八十人を対象に行った「携帯電話などに関するアンケート調査」でこんな子どもたちの実態が明らかになった。

調査は十月二十三日から今日五日にかけて、小学生は五、六年生を、中学校は全学年を対象に担当教諭が立ち会いのもと授業中に無記名方式で行われた。全国的に携帯電話やパソコンの電子メールを使った事件が発生し、中学生らが凶悪事件に巻き込まれるケースが起きていることを踏まえて実施した。

携帯電話を持っている小学生は、全体の 12.6%だったが、中学生になると 28.2%に跳ね上がり、三人に一人が持っている形になった。用途別では、小学生は「家庭との連絡」が一番多く、中学生になると「メールを送るため」が増える。出会い系サイトを知っているのは、小学生で 62%、中学生で 95%。学年が増すごとに傾向が強まることが浮き彫りになった。

出会い系サイトを知っていると回答した子どもに利用したことがあるか尋ねたところ、小学生 7.2%、中学生は 8.5%が体験した。中には「援助交際を求められた」「怖いメールが届いた」などという回答もあった。

同教委は「正しい使い方や危険な面もあることを子どもたちに指導するとともに、チラシを作製し、親にもルールの啓発を行って行きたい」と話している。

## 携帯に着信履歴 かけると「出会い系」「迷惑電話」に苦情急増 総務省 実態調査を開始

(毎日新聞 2001/11/28)

携帯電話にかかってきた心当たりのない相手からの着信履歴を示す電話番号にかけ直すと、男女の出会いやアダルト番組の案内テープにつながる「迷惑電話」への苦情が相次ぎ、総務省は 27 日、携帯電話事業者に対する実態調査を始めた。

迷惑電話は今年夏から広がり始めた。着信履歴を見た利用者がかけ直すと「最高の出会いを用意しています」などのテープが流れ、操作続けると有料情報につながるケースが大半だ。

NTT ドコモ(本社・東京都千代田区)によると、関東甲信越(1都9県)でのこの迷惑電話に対する問い合わせは9月が 270 件、10月が 400 件に上った。

ドコモは 10 月からホームページや請求書に同封するちらしで注意を呼びかけているものの、撃退の「決め手」はないのが実情だ。利用者の中には、インターネットで出回っている迷惑電話の発信元一覧表を見て、書け直さないよう「自衛」する動きを出している。

ドコモ広報部は「心当たりのない電話番号には掛け直さないよう呼び掛けるしかない」と話している。

## 迷惑メール」拒否した人に送ると罰則

(読売新聞 2001/11/29)

民主党は28日、携帯電話などへの「迷惑メール」の送信業者を規制する「商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案」(迷惑メール防止法案)を議員立法で国会に提出した。本人が嫌がっているのに電子メールを繰り返し送った場合に送信業者に罰則を科すことが柱だ。

法案は、企業が広告や商売用のメールを送る際に自分たちの住所やメールアドレスなど連絡先を必ず明記するとし、送信後に受信者から「受信拒否」の意思表示があった場合、2度とメールを送ってはならないとしている。違反者は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金などを課す。

出会い系サイトの勧誘やアダルトビデオ販売などを内容とする迷惑メールは、消費者からの苦情が急増している。携帯電話会社などが内容に応じてメールを止めることは憲法上の「通信の秘密」との関係で難しいため、「送信業者を規制しなければ被害は止まらない」との声が出ていた。

与党内にも同種の法案提出を目指す動きがあり、法案が最終的に一本化される可能性もある。欧米諸国ではすでに迷惑メールを防止する法制度の整備が進んでいる。